

定 款

株式会社インターネットイニシアティブ

制定 平成 4 年 12 月 3 日
改正 令和 3 年 6 月 29 日

第 1 章 総 則

(商 号)

第1条

当会社は、株式会社インターネットイニシアティブと称し、英文では Internet Initiative Japan Inc. と表示する。

(目 的)

第2条

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 電気通信事業法に基づく電気通信事業
 - (2) 通信ネットワークを利用した情報及びコンテンツの処理、仲介及び提供
 - (3) ネットワーク管理、情報通信システム管理等の管理業務代行
 - (4) 情報通信システムに関する企画、コンサルティング、開発、運用及び保守
 - (5) コンピュータソフトウェアの開発、販売、賃貸及び保守
 - (6) 電気通信機器の開発、販売、賃貸及び保守
 - (7) 電気通信工事業
 - (8) 電気工事業
 - (9) 損害保険代理業
 - (10) 古物の売買
 - (11) 割賦販売業、ローン提携販売、信用購入あっせん業並びに前払式支払手段の発行・販売及び管理
 - (12) 前各号に関連する調査研究及び教育研修
 - (13) 上記各号に付帯し又は関連する一切の事業
- (本店の所在地)

第3条

当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関の設置)

第4条

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条

当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載する。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条

当会社の発行可能株式総数は、151,040,000株とする。

(単元株式数)

第7条

当会社の単元株式数は、100株とする。
(単元未満株式についての権利)

第8条

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利
(単元未満株式の買増し)

第9条

当会社の株主は、取締役会において定める株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(自己の株式の取得)

第10条

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得する事ができる。

(株式取扱規程)

第11条

当会社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第12条

当会社は株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては、これを取扱わない。

(基準日)

第13条

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第 3 章 株主総会

(招 集)

第14条

当会社の定時株主総会は、毎事業年度の末日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にこれを招集する。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条

当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議 長)

第 16 条

株主総会の議長は、取締役会において予め定めた取締役がこれに当たる。当該取締役に事故あるときは、予め取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

(代理人による議決権行使)

第17条

株主は当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、株主総会において議決権を行使することができる。

2 前項の場合、株主又は代理人は株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出することを要する。

(決議の方法)

第18条

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第 2 項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員 数)

第19条

当会社の取締役は14名以内とする。

(選 任)

第 20 条

取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。但し、その選任については累積投票によらない。

(任 期)

第21条

取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会の招集)

第22条

取締役会は、法令に別段の定めがある場合の他、取締役会において予め定めた取締役が招集し、議長となる。ただし、当該取締役に事故あるときは、予め取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

2 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の 3 日前までに発する。但し、緊急の必要がある場合には、更にこの期間を短縮することができる。

3 取締役会の運営その他に関する事項については、法令又は本定款の他、取締役会の定める取締役会規程による。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条

代表取締役は、取締役会の決議により取締役の中から選定し、各自会社を代表する。

2 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を置くことができる。

(取締役会の決議)

第24条

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条

当社は取締役会の決議事項の提案につき、当社の取締役の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議をのべたときはこの限りでない。

(報酬等)

第26条

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第27条

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償の責任を負う額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、その損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員 数)

第28条

当社の監査役は、3名以上とする。

(選 任)

第29条

監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

(任 期)

第30条

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠によって選任された監査役の任期は、任期の満了前に退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第31条

監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第32条

監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

2 監査役会の運営その他に関する事項については、法令又は本定款の他、監査役会の

定める監査役会規程による。

(報酬等)

第33条

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第34条

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償の責任を負う額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、その損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第35条

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日に至る年1期とする

(剰余金の配当の基準日)

第36条

期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 当会社は、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第37条

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から3年を経過したときは、当会社は支払の義務を免れる。

2 前項の未払配当金には利息をつけない。